

平成 27 年 5 月 29 日
消 防 庁

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成 27 年 5 月 30 日から平成 27 年 6 月 29 日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

次の物質を消防活動阻害物質に指定するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令を改正するものです。

- ・ピロカテコール及びこれを含有する製剤

2 意見募集対象及び意見募集要領

○ 意見募集対象

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）

- 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成 27 年 6 月 29 日（月）（必着）（郵送についても、募集期間内必着とします。）

4 今後の予定

皆様から寄せられた御意見を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。



（連絡先）

消防庁危険物保安室

担当：近藤課長補佐、佐藤係長

TEL：03-5253-7524（直通）

FAX：03-5253-7534

Mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

**危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める
物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）について**

平成 27 年 5 月
消防庁危険物保安室

【概要】

次の物質を消防活動阻害物質に指定するために、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令を改正するものである。

- ・ピロカテコール及びこれを含有する製剤

【理由】

平成 26 年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：田村昌三 東京大学名誉教授）において、上記物質を消防活動阻害物質として新たに指定することが適当であるとされたことを受け、今回改正するものである。

【内容】

「ピロカテコール及びこれを含有する製剤」について、流通実態を考慮しつつ、平均粒径が 420 μ m未満の粉粒状であること及び 500 $^{\circ}$ Cから 800 $^{\circ}$ Cにおいて有害ガスが発生していることを踏まえ、消防活動阻害物質として指定することが適当と判断し、新たに追加するものである。

【施行期日】

平成 28 年 2 月 1 日

意見募集要領

1 意見募集対象

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）

2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見提出方法

電子メール本文（下記（１）の場合）、意見書（別紙様式）（下記（２）～（３）の場合）又は意見提出フォーム（下記（４）の場合）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見は御遠慮願います。

（１）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

消防庁危険物保安室あて

※ 意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

（２）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁危険物保安室あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) F A Xを利用する場合

F A X 番号：03-5253-7534

消防庁危険物保安室あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。

4 意見提出期限

平成27年6月29日(月)(郵送の場合についても、同日必着)

5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください(e-Govの意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。)

提出されました意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)「パブリックコメント」欄に掲載するほか、消防庁危険物保安室において配布します。

なお、御提出いただいた記載内容は、連絡先を除き、すべて公開される可能性があることを御承知おき願います(匿名希望及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)。また、御意見に対しての個別回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

6 お問い合わせ先

消防庁危険物保安室(担当:近藤、佐藤)

電話:03-5253-7524

F A X:03-5253-7534

電子メール:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

意見書

平成 年 月 日

消防庁危険物保安室 あて

郵便番号：〒

(ふりがな)

住 所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

○総務省令第 号

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第二の(十八)の項の規定に基づき、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

総務大臣 山本 早苗

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中七(十一)の項を七(十二)の項とし、五(十九)の項から七(十)の項までを一項ずつ繰り下げ、

五(十八)

メタホウ酸バリウム

を

(五十八) メタホウ酸バリウム

(五十九) ピロカテコール及びこれを含む製剤

に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○ 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令（平成元年自治省令第二号）

改正案						現行					
<p>（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量） 第二条（略）</p>						<p>（危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量） 第二条 危険物の規制に関する政令別表第二の上欄に掲げる総務省令で定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質とし、同令別表第二の下欄に定める総務省令で定める数量は、次の表の下欄に定める数量とする。</p>					
<p>（略）</p>						<p>（一） 塩化亜鉛</p>					
<p>（略）</p>						<p>（二） 酢酸亜鉛</p>					
<p>（略）</p>						<p>（三） 硫酸亜鉛</p>					
<p>（略）</p>						<p>（四） りん酸亜鉛</p>					
<p>（略）</p>						<p>（五） アクリルアミド及びこれを含む製剤</p>					
<p>（略）</p>						<p>（六） 五塩化アンチモン及びこれを含む製剤</p>					
<p>二〇〇キ ログラム</p>						<p>二〇〇キ ログラム</p>					

(略)								
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

十五) 酸化カドミウム	十四) オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	十三) 塩素	十二) 塩化水素を含有する製剤(塩化水素三六%以下を含有するものを除く。)	十一) エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	十) 一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	九) アンモニアを含有する製剤(アンモニア三〇%以下を含有するものを除く。)	八) 酒石酸アンチモンニルカリウム及びこれを含有する製剤	七) 三酸化アンチモン
----------------	-------------------------------	-----------	--	----------------------------	--------------------------------	---	---------------------------------	----------------

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

(二十一) 四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	(二十) クロム酸鉛及びこれを含有する製剤 (クロム酸鉛七〇%以下を含有するものを除く。)	(十九) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	(十八) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤	(十七) 硫化カドミウム	(十六) 硝酸カドミウム	()
--------------------------------	---	--------------------------------	-------------------------------	-----------------	-----------------	-----

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

<p>(二十七) けいふつ化カリウム及びこれを含む製剤</p>	<p>(二十六) けいふつ化水素酸を含む製剤</p>	<p>(二十五) ニークロロニトロベンゼン及びこれを含む製剤</p>	<p>(二十四) クロロアセチルクロライド及びこれを含む製剤</p>	<p>(二十三) クロルメチルを含む製剤（容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル五〇％以下を含むものを除く。）</p>	<p>(二十二) クロルピクリンを含む製剤</p>
---------------------------------	----------------------------	------------------------------------	------------------------------------	--	---------------------------

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

三十三 (三十三) ジメチルアミン及びこれを含有する製剤（ジメチルアミン五〇%以下	三十二 (三十二) 四塩化炭素を含有する製剤	三十一 (三十一) 二・三ージシアノー一・四ー ジチアアントラキノン（別名ジチアノン）五〇%以下を含有する製剤	三十 (三十) 五酸化バナジウム（熔融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）及びこれを含有する製剤（五酸化バナジウム（熔融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く。）一〇%以下を含有するものを除く。）	二十九 (二十九) けいふつ化マグネシウム及びこれを含有する製剤	二十八 (二十八) けいふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤
---	------------------------------	---	---	--	---------------------------------------

(略)							
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

(四十) 一酸化鉛	(三十九) 硫酸銅	(三十八) 塩化第二銅	(三十七) 塩化第一銅	(三十六) 硫酸第一すず	(三十五) 塩化第二すず	(三十四) 塩化第一すず	を含有するものを除く。)
--------------	--------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------

(略)							
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

)	四十七 鉛酸カルシウム	四十六 ステアリン酸鉛	四十五 シアナミド鉛	四十四 三塩基性硫酸鉛	四十三 酢酸鉛	四十二 けい酸鉛	四十一 塩基性けい酸鉛
---	----------------	----------------	---------------	----------------	------------	-------------	----------------

(略)							
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

五十五 (五十五) 炭酸バリウム	五十四 (五十四) 水酸化バリウム	五十三 (五十三) カルボン酸のバリウム塩	五十二 (五十二) 塩化バリウム	五十一 (五十一) 二酸化鉛	五十 (五十) 二塩基性ステアリン酸鉛	四十九 (四十九) 二塩基性亜りん酸鉛	四十八 (四十八) 二塩基性亜硫酸鉛
------------------------	-------------------------	-----------------------------	------------------------	----------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------

(六十二)	(六十一)	(六十)	(五十九)	(五十八)	(略)	(略)
ブロム水素を含有する製剤	メタフェニレンジアミン	オルトフェニレンジアミン	ピロカテコール及びこれを含有する製剤	メタホウ酸バリウム		

(六十一)	(六十)	(五十九)	(五十八)	(五十七)	(五十六)
ブロム水素を含有する製剤	メタフェニレンジアミン	オルトフェニレンジアミン	メタホウ酸バリウム	ふっ化バリウム	チタン酸バリウム

<p>六十三 ()</p> <p>ブロムメチルを含有する製剤</p>	<p>六十四 ()</p> <p>一―ブロモ―三―クロロプロ ン及びこれを含有する製剤</p>	<p>六十五 ()</p> <p>ほうふつ化水素酸</p>	<p>六十六 ()</p> <p>ほうふつ化カリウム</p>	<p>六十七 ()</p> <p>ホルムアルデヒドを含有する製剤 (ホルムアルデヒド一%以下を含有 するものを除く。)</p>	<p>六十八 ()</p> <p>メタバナジン酸アンモニウム及び これを含有する製剤</p>	<p>六十九 ()</p> <p>メチルアミン及びこれを含有する 製剤(メチルアミン四〇%以下を 有するものを除く。)</p>
---	--	------------------------------------	-------------------------------------	--	---	--

<p>六十二 ()</p> <p>ブロムメチルを含有する製剤</p>	<p>六十三 ()</p> <p>一―ブロモ―三―クロロプロ ン及びこれを含有する製剤</p>	<p>六十四 ()</p> <p>ほうふつ化水素酸</p>	<p>六十五 ()</p> <p>ほうふつ化カリウム</p>	<p>六十六 ()</p> <p>ホルムアルデヒドを含有する製剤 (ホルムアルデヒド一%以下を含有 するものを除く。)</p>	<p>六十七 ()</p> <p>メタバナジン酸アンモニウム及び これを含有する製剤</p>	<p>六十八 ()</p> <p>メチルアミン及びこれを含有する 製剤(メチルアミン四〇%以下を 有するものを除く。)</p>
---	--	------------------------------------	-------------------------------------	--	---	--

<p>七十 (ニ―メチリデンブタン二酸（別名 メチレンコハク酸）及びこれを含 有する製剤</p>	<p>七十 (硫酸を含有する製剤（硫酸六〇％ 以下を含有するものを除く。）</p>	<p>七十二 (りん化亜鉛を含有する製剤（りん化 亜鉛一％以下を含有するものを除く 。）</p>
---	--	---

<p>六十九 (ニ―メチリデンブタン二酸（別名 メチレンコハク酸）及びこれを含 有する製剤</p>	<p>七十 (硫酸を含有する製剤（硫酸六〇％以 下を含有するものを除く。）</p>	<p>七十一 (りん化亜鉛を含有する製剤（りん化 亜鉛一％以下を含有するものを除く 。）</p>
--	--	---